商品概要説明書

スーパー定期貯金<利息分割型>

(2022年11月29日現在)

	(2022年11月29日現在)
商品名	・スーパー定期貯金<利息分割型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・定型方式
	1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年
	・期日指定方式
	1 年超 10 年未満
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続)の取扱いがで
	きます。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	1147911191121 14 0 1311 170 0 31 7 0
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として
(1) 22/13/14	この定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2)利払頻度	・1 か月、2 か月、3 か月、6 か月の利払サイクルのうち、あらかじめ指定され
	たサイクルに応じて利息を分割して支払います。
	・預入日から利払サイクル (1 か月、2 か月、3 か月、6 か月) ごとの応当日を
	中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日ま
	での日数および約定利率によって計算した中間払利息を指定口座に入金しま
	す。約定利息から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合
	計額)を差し引いた利息の残高は、満期日以後に支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法
	人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入	
手方法	至1,100,日次 2至1,120,1 7 1 (三20,1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
手 数 料	_
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.35%を上乗せした利率)
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて J Aバンク
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	- 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により計算した利息とともに払い戻します。
	(1)約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
	③ 1年以上3年未満 約定利率×70%
	ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、
	その普通貯金利率によって計算します。
	(2) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×20%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×30%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×40%

⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×50% ⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき は、その普通貯金利率によって計算します。 (3) 約定した預入期間が4年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40% ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき は、その普通貯金利率によって計算します。 (4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき は、その普通貯金利率によって計算します。 (5) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70% ⑦ 5年以上6年未満 約定利率×80% ⑧ 6年以上7年未満 約定利率×90% ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき は、その普通貯金利率によって計算します。 (6) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上2年6か月未満 約定利率×10% ③ 2年6か月以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 約定利率×60% ⑧ 7年以上8年未満 約定利率×70% 約定利率×80% 9 8年以上9年未満 ① 9年以上 10年未満 約定利率×90% ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき は、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていること があります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利 率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 貯金保険制度 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (公的制度) 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、

当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

• 苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)または金融部(電話:079-424-1320)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話: 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

· 紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA金融部または JAバンク相談所にお申し出ください。

兵庫県弁護士会 (電話:078-341-8227)

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお問い合せください。)

- ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等 により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。

その他参考となる 事項 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA兵庫南